

## 第1章

# 計画の策定にあたって

# 1 計画の背景

## (1) 策定の目的

豊島区は、平成14年（2002年）2月、「男女共同参画都市宣言」を区議会全会一致で採択し、また、平成15年（2003年）3月には「豊島区男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会\*の実現に向け、積極的に取組を推進しています。

しかしながら、「豊島区男女共同参画社会に関する住民意識調査」（平成27年（2015年））によれば、約半数が今の世の中の男女平等の状況について「男女平等になっていない」と答えており、過去の調査（平成23年（2011年））より割合が増加しています。

社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識\*や、配偶者等の暴力など女性に対する暴力の存在、多様な生き方を選択でき、責任を分かち合える男女共同参画社会は男性にとっても必要であるという社会的認識の欠如等が、人々が「男女平等でない」と考える要因となっていると考えられます。

また、男女とも、「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」などを両立したいという希望が見られる一方で、現実には男女ともに「仕事を優先させる」という回答が最も多くなっています。

さらに、「女性の一生と職業」については、男女ともに「子育ての期間を含めて一生職業を持つ」という回答が最も多くなっている一方、「子育ては母親の仕事」という考え方については、「そう思う（そう思う、どちらかといえばそう思う）」が男女とも半数近くを占めるなど、「家事や育児は女性の仕事」といった固定的な性別役割分担意識の傾向も依然として見られます。

男女に関わらず、誰もが「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の場において多様な活動に従事することができ、それぞれの場面でその能力を発揮するためには、実効性のある取組が一層求められていることもうかがえました。

社会全体としても、少子高齢化の進展や共働き家庭の増加の中、既存の長時間労働等を前提にした働き方による仕事と家庭・育児・介護との両立の困難、非正規労働やひとり親等の生活上の困難を抱えやすい女性の増加、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化等の問題が生じ、解決が急務となっています。

これらの解決のためにも、世代を超えた男女の理解の下、それぞれの能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある社会を目指す男女共同参画社会の実現が益々重要なものとなっています。

豊島区は、平成26年（2014年）5月に日本創成会議による、「消滅可能性都市」の指摘を受け、その対応策の1つの柱に「女性にやさしいまちづくり」を掲げました。平成28年3月に策定した「豊島区基本計画」においても、持続発展都市に向け、女性が仕事や家庭、住まい等の様々な面で子育てをしやすいまちづくりを推進しています。

これらの動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現と配偶者等による暴力根絶、また女性の活躍とその環境整備に向けて取り組むべき施策・事業を総合的かつ体系的に推進するために、第4次豊島区男女共同参画推進行動計画、第2次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び豊島区女性活躍推進計画を策定しました。

## (2) 豊島区の実組

豊島区は、昭和63年（1988年）に「豊島区婦人行動計画—としま150プラン（第1次行動計画）」を策定し、平成4年（1992年）には男女共同参画の拠点施設として「豊島区立男女平等推進センター（エポック10）」を開設しました。

平成13年（2001年）3月には総合的、計画的な施策を積極的に推進するために、計画期間を10年とした第2次行動計画である「としま男女共同参画推進プラン」を策定、平成19年度（2007年度）には平成23年度（2011年度）までの5年間を計画期間として改定しました。

また、配偶者等による暴力防止のために、平成15年（2003年）より「豊島区配偶者等による暴力問題相談機関連絡会議」を設置し、関係機関との連携を図ってきました。

その後、平成23年（2011年）12月には、配偶者等暴力防止基本計画と第3次行動計画を一体とした「としま男女共同参画推進プラン」を策定しています。

今回、第3次行動計画の期間満了に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる取組を推進するための行動計画と配偶者等による暴力根絶、女性活躍推進のための基本計画の策定にあたり、「豊島区男女共同参画推進会議」「男女共同参画推進委員会」「第4次としま男女共同参画推進プラン・第2次配偶者等暴力防止基本計画策定ワーキンググループ」「豊島区民ワークショップ」で検討を重ねました。

## (3) 国の動き

国は、平成11年（1999年）6月、「男女共同参画社会」の実現を21世紀の日本が取り組むべき最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」を制定し、さらに、平成12年（2000年）12月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく初の「男女共同参画基本計画」（2000～2005年度）を策定しました。5年後の平成17年（2005年）12月には、内閣府に少子化・男女共同参画特命担当大臣を置き、推進体制を強化するとともに、「男女共同参画基本計画（第2次）」（2006～2010年度）を策定しました。

その後、男女雇用機会均等法\*やパートタイム労働法、育児・介護休業法\*等の改正、ワーク・ライフ・バランス\*憲章の制定等を経て、平成22年（2010年）12月、「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である」として、「男女共同参画基本計画（第3次）」（2011～2015年度）が策定されました。

さらに、長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況（女性のライフスタイ

ルや世帯構造の変化への対応など)を踏まえ、平成27年(2015年)12月には、世代を超えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組を進めるため、「男女共同参画基本計画(第4次)」(2016~2020年度)が策定されました。また、配偶者暴力については、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された後、平成16年(2004年)に保護命令制度の拡充を柱とする改正が行われ、平成19年(2007年)には、区市町村の努力義務として基本計画の策定などが新たに加えられました。平成25年(2013年)には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年(2014年)1月に施行されました。

さらに、平成27年(2015年)には、女性が職業生活において、希望に応じて十分に個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整えるための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法\*)」が制定されました。

#### (4) 都の動き

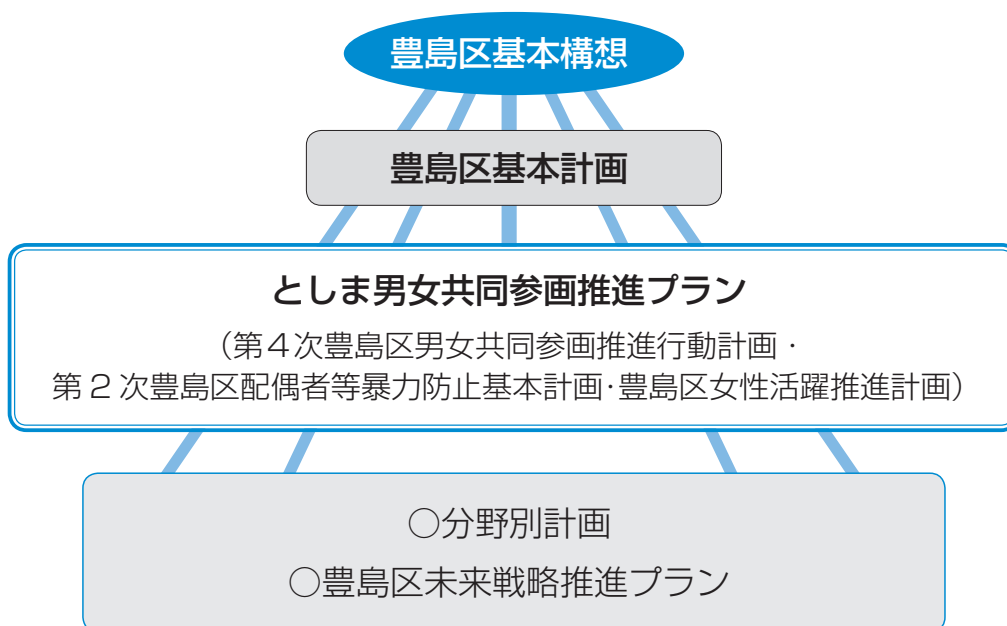
都では、平成12年(2000年)に、「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14年(2002年)には、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」(2002~2006年度)、平成18年(2006年)には、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」(2007~2011年度)を策定しました。その後「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」(2012~2016年度)が策定されました。

また、配偶者暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正に伴い、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成18年(2006年)に策定し、平成21年(2009年)、平成24年(2012年)に改定を行っています。

## 2 計画の性格

- 豊島区男女共同参画推進条例第10条に基づき策定する行動計画です。
- 区、区民、事業者が協働して男女共同参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
- この行動計画は、男女共同参画社会基本法第9条ならびに第14条に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

- この行動計画の「重点課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- この行動計画の「重点課題4 雇用の場における男女平等の推進」、「重点課題5 家庭生活と仕事の両立支援の推進」、「重点課題9 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の施策22、「重点課題10 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」の部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の2に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」に相当するものです。
- この行動計画は、「豊島区基本計画」の分野別計画であり、豊島区における男女共同参画の推進にかかる理念や基本的な方向を明らかにしています。
- 施策の推進にあたっては、その他区の分野別計画との整合性を図っています。



### 3 計画の期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間です。

## 4 条例の基本理念と目指すまちの姿

### (1) 最終目標と条例の基本理念

豊島区では、男女が家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別に起因する人権侵害を受けることなく、一人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い共に暮らす「男女共同参画社会」の実現を目指しており、様々な施策を通しその実現を図ることを「豊島区男女共同参画推進条例」及び条例に基づくこの行動計画の最終目標としています。



「豊島区男女共同参画推進条例」では6つの基本理念を定めています。

### 基本理念

- I 男女の自立と人権の尊重
- II 社会活動における選択の自由確保
- III 決定過程への参画促進
- IV 家庭生活と社会生活の両立
- V 外国人に対する基本理念の実現
- VI 学校教育、生涯学習の取組

## (2) 豊島区の目指すまちの姿（計画の目標）

基本理念に基づく豊島区の目指すまちの姿は次の4つです。

### 1 人権尊重のまち

人権を尊重し、性別や国籍にとらわれず、一人ひとりが自らの能力を発揮できるまち

### 2 多様な選択ができるまち

固定的な性別役割分担にとらわれず、多様な選択を認め、行動できるまち

### 3 学び参画するまち

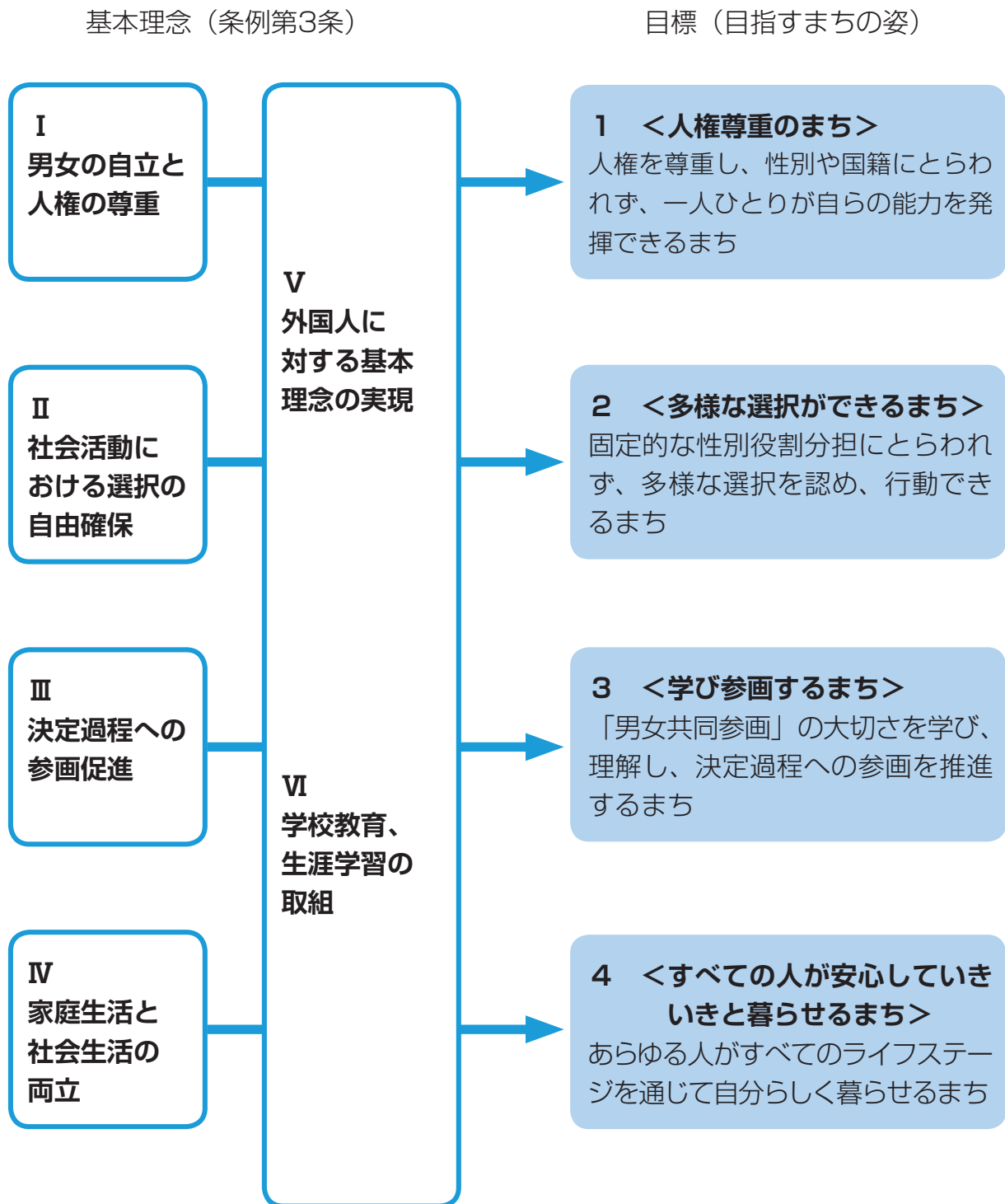
「男女共同参画」の大切さを学び、理解し、決定過程への参画を推進するまち

### 4 すべての人が安心していきいきと暮らせるまち

あらゆる人がすべてのライフステージ\*を通じて自分らしく暮らせるまち

## ◆ 条例の基本理念と計画の目標 ◆

男女共同参画推進条例の基本理念と、この計画の目指すまちの姿の関係は次のとおりです。





## 5 豊島区配偶者等暴力防止基本計画

### (1) 計画の目的

暴力は憲法にうたわれた個人の尊重と法の下での平等に反するもので、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

それにもかかわらず、配偶者等からの暴力（「ドメスティック・バイオレンス\*」以下「DV」という。）の被害者は、多くの場合女性であり、「暴力をふるわれるのはふるわれる方にも原因がある」、「配偶者間等の問題であり他者は介入できない」と見られるなど顕在化しにくく、被害者の救済は十分ではありませんでした。

このような状況の中、国は、平成19年の法改正及び平成20年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改正で、区市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備を努力義務とし、被害者の自立支援に対する関係強化等を掲げました。東京都はこれを受け、平成21年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定しています。

豊島区では、平成15年（2003年）3月に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定し、性別に起因する人権侵害を禁止し、何人もあらゆる場において性別による差別的取り扱いを禁じると規定し、国や東京都の動きと合わせながらDV被害防止の取組を推進してきました。

しかし、豊島区が平成21年（2009年）に行った「男女共同参画社会に関する住民意識調査」では、配偶者等の間における暴力は依然発生しており、配偶者間等の暴力に対する社会的関心や理解は十分に広がったとはいえない状況です。

また、若年層における交際期間中の暴力、いわゆる「デートDV\*」も顕在化しており、暴力の根絶に向けて、対策が求められています。

そこで、平成23年（2011年）12月に豊島区の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とした「第3次としま男女共同参画推進プラン」と一体となった「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

新たに策定する「第4次としま男女共同参画推進プラン」は、男女共同参画の実現を図るとともに、人権尊重のまちづくりを目指すためにも配偶者等への暴力の防止を一層推進することとし、同プランの重点課題1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「第2次豊島区配

偶者等暴力防止基本計画」と位置づけます。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法\*」という）」第2条の3第3項に基づき、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」に即し、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を勘案して策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という）」に相当するものです。

本計画は、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指すための基本計画であるため、原則「配偶者等」と表記し、配偶者暴力防止法等他の制度や法令等に関連する場合のみ「配偶者」と表記しています。

### **(3) 計画の期間**

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間です。

## 6 豊島区女性活躍推進計画

### (1) 計画の目的

近年、女性の就業率が増加する一方で、依然として根強い男性型長時間労働を前提とした働き方の蔓延などから、仕事と生活の両立ができずに仕事の継続やキャリアアップをあきらめる女性が多く存在しています。また、役員や管理職などのリーダー的立場にある女性の割合は諸外国と比べて低い水準にとどまっており、働く女性の活躍は十分とはいえない現状です。

このような状況の中で、急速な少子高齢化や人材の多様性の確保への対応からも、早急に女性の活躍推進が求められています。国は、平成27年（2015年）に女性が職業生活において、自らの意思に応じて十分な能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、区市町村における計画の策定を努力義務とし、女性の活躍とそのための環境整備を掲げました。

平成27年（2015年）に行った「男女共同参画に関する住民意識調査」では、「女性の一生と職業の関わり方」については、男女ともに「子育ての期間を含めて一生職業を持つ」という回答割合が最も多くなっており、女性の職業生活と家庭の両立等は、今後一層の支援が求められています。

そこで、豊島区の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とした「第4次としま男女共同参画推進プラン」と一体となった「豊島区女性活躍推進計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

新たに策定する「第4次としま男女共同参画推進プラン」は、男女共同参画の実現を図るとともに、女性の職業生活における活躍を一層推進することとし、重点課題4「雇用の場における男女平等の推進」の施策11・12、重点課題5「家庭生活と仕事の両立支援の推進」の施策13・14・15・16、重点課題9「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の施策22、重点課題10「男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」の施策23・24を、「豊島区女性活躍推進計画」と位置づけます。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に基づき、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」に即し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」に相当するものです。

### (3) 計画の期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間です。

## 7

## 計画の体系図（目標と重点課題・施策）

将来像

男女共同参画社会の実現

目標（目指すまちの姿）

重点課題

## 1 〈人権尊重のまち〉

人権を尊重し、性別や国籍にとらわれず、一人ひとりが自らの能力を発揮できるまち

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(豊島区配偶者等暴力防止基本計画)

(2) 人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり

(3) 性と生に関する健康支援

## 2 〈多様な選択ができるまち〉

固定的な性別役割分担にとらわれず、多様な選択を認め、行動できるまち

(4) 雇用の場における男女平等の推進

(5) 家庭生活と仕事の両立支援の推進

(6) 地域活動への参加の推進

## 3 〈学び参画するまち〉

「男女共同参画」の大切さを学び、理解し、決定過程への参画を推進するまち

(7) 学習・啓発による男女共同参画意識の向上

(8) 区民・団体等の自主的活動への支援

(9) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

## 4 〈すべての人が安心していきいきと暮らせるまち〉

あらゆる人がすべてのライフステージを通じて自分らしく暮らせるまち

(10) 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

(11) 高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

プランの積極的な推進

施策

- ①被害の未然防止と啓発の促進
- ②早期相談・早期発見体制の充実
- ③被害者保護体制の充実・整備
- ④被害者の自立支援
- ⑤職務関係者に対する研修・啓発
- ⑥配偶者等暴力防止施策の充実

※本計画の「重点課題（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に規定する市町村基本計画に相当するものです。

- ⑦人権尊重の啓発
- ⑧性の商品化\*・売買春のないまちづくりの推進

- ⑨リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*の視点を重視した健康支援の充実
- ⑩生涯を通じた健康づくりの推進

- ⑪雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援
- ⑫雇用の場における男女平等の推進

※本計画の「重点課題（4）雇用の場における男女平等の推進」、「重点課題（5）家庭生活と仕事の両立支援の推進」、「重点課題（9）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の施策22、「重点課題（10）男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」の部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の2に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」に相当するものです。

- ⑬ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑭子育て支援の充実
- ⑮育児と仕事を両立させるための環境整備の推進
- ⑯介護を支える環境整備の推進

- ⑰地域生活・地域活動への男女共同参画の推進

- ⑱学校における男女平等教育・学習の推進
- ⑲家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

- ⑳自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

- ㉑政策・方針決定の場への女性の積極的な登用
- ㉒管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大

- ㉓男性にとっての男女共同参画の推進
- ㉔子どもにとっての男女共同参画の推進

- ㉕高齢者の自立した生活の支援
- ㉖障害者の自立した生活の支援
- ㉗生活上の様々な困難を抱える人々への対応

- ㉘男女共同参画社会の実現に向けての情報収集・提供、調査・研究の充実
- ㉙男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進
- ㉚推進体制の充実・強化

## 8 重点的な取組

### (1) 「重点的な取組」の目的

本計画の実現に向けて、特に豊島区において重点的かつ分野横断的に取り組むべき内容を「重点的な取組」として位置づけ、積極的な施策の展開を図ります。

- 【1】女性にやさしい（住んで、働いて、子育てしやすい）まちづくり
- 【2】男性中心型の長時間労働の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- 【3】配偶者等暴力防止の一層の推進

### (2) 「重点的な取組」の内容

#### 【1】女性にやさしい（住んで、働いて、子育てしやすい）まちづくり

##### ● 課題

仕事も子育てもしやすい住宅や保育環境が整備され、女性の能力や個性が十分に発揮でき、豊島区に住み続けたいと思うまちづくりが求められています。

##### ● 目指す姿

「住む」「育てる」「働く」の多様な面で、女性にとってやさしい、住みやすいまちを目指します。

#### 【女性の一生と職業について】～H27住民意識調査より～

- ・「女性の一生と職業」についての考えは、男女ともに「子育ての期間を含めて一生職業を持つ」という回答割合が最も高くなっています。(男性：39.8%、女性：42.7%)

この数値は、過去の調査（平成21年、平成23年）と比べて、増えており、働きたい女性がその能力を発揮できる社会をつくることが一層求められているといえます。



## ● 主な取組方針、及び主要な関連事業

施策番号⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実

事業番号	事業名
21	妊産婦への支援の充実
22	エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施
23	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念の普及・啓発

施策番号⑩ 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	事業名
24	各種健康診査の実施・普及啓発
25	性差を考慮した保健サービスの充実
26	健康情報発信スペースの充実“鬼子母神 plus”

施策番号⑪ 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名
27	ハローワークや東京都等との連携による就職に関する情報提供
28	女性の就労・起業に関する支援

施策番号⑫ 雇用の場における男女平等の推進

事業番号	事業名
30	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発

施策番号⑬ 子育て支援の充実

事業番号	事業名
35	多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知
37	子育て支援ネットワークの充実
38	子育てにやさしいまちづくりの推進

施策番号⑭ 育児と仕事を両立させるための環境整備の推進

事業番号	事業名
39	保育所の運営・整備
40	病後児保育・休日保育事業等の充実
41	学童クラブの運営
42	地域での子育て支援の充実

施策番号⑳ 管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大

事業番号	事業名
61	女性人材のネットワーク化

施策番号㉑ 男性にとっての男女共同参画の推進

事業番号	事業名
63	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発

施策番号㉒ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応

事業番号	事業名
74	働きづらさ、生きにくさを感じている女性への支援
75	ひとり親家庭への自立支援
76	ひとり親家庭への文化的支援



## 【2】男性中心型の長時間労働の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

## ● 課題

誰もが、仕事や家庭・地域生活などの様々な活動を本人の希望するバランスで実現できる、ワーク・ライフ・バランスについての職場の理解と環境整備を進めるとともに、男女共に、育児や介護と仕事を両立できる職場作りが求められています。

## ● 目指す姿

性別や年齢に関わらず、誰もが育児や介護と仕事を両立できる職場環境づくりを目指します。

## 【としま100人社長会】開催しました

- ワーク・ライフ・バランスの実現には、事業所経営層の意識改革が重要という発想から、「としま100人社長会」を開催しました。(平成27年10月)  
「働きたい人みんながいきいきと働ける」ための方策などを話し合いました。



## ● 主な取組方針、及び主要な関連事業

施策番号⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実

事業番号	事業名
21	妊産婦への支援の充実

施策番号⑩ 雇用の場における男女平等の推進

事業番号	事業名
31	区内企業との協働・連携の推進

施策番号⑪ ワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名
32	ワーク・ライフ・バランス推進企業等優良企業の情報についての情報提供、普及・啓発の実施
34	「一般事業主行動計画*」の普及・推進

施策番号⑫ 男性にとっての男女共同参画の推進

事業番号	事業名
63	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発
65	男性の参画を積極的に促す講座の展開
66	男性の心身の健康の推進

### 【3】配偶者等暴力防止の一層の推進

#### ● 課題

配偶者等暴力（DV）の被害が無くなるとともに、多くの区民の中で配偶者等暴力に関する理解が深まり、被害が未然に防止されるまちづくりが必要とされています。

#### ● 目指す姿

配偶者等暴力に関する理解を広め、未然防止を推進するとともに、被害にあった人が相談しやすく、解決につながるような体制作りを目指します。

#### 【DV被害にあった時の周囲への相談】～H27住民意識調査より～

- 「DV被害を受けた時」に、「相談しようとは思わなかった」という回答割合が高くなっています(男性：63.9%、女性：38.5%)。その理由は「相談しても無駄だと思ったから」が最も高く、「相談するほどのことではないと思ったから」が続いています。



#### ● 主な取組方針、及び主要な関連事業

##### 施策番号① 被害の未然防止と啓発の促進

事業番号	事業名
1	DV・ストーカー行為*等暴力の防止に向けての普及・啓発の推進
2	若年層に対する暴力予防教育の強化

##### 施策番号② 早期相談・早期発見体制の充実

事業番号	事業名
3	DV専門相談の充実
4	相談窓口の充実
5	関係機関相互の情報共有

##### 施策番号③ 被害者保護体制の充実・整備

事業番号	事業名
6	DV緊急一時保護機能の充実
7	被害者の安全確保のための庁内連携

## 施策番号④ 被害者の自立支援

事業番号	事業名
8	被害者の生活再建支援
9	被害者の子どもへの支援
10	関係課の連携による一貫した支援

## 施策番号⑥ 配偶者等暴力防止施策の充実

事業番号	事業名
15	配偶者暴力相談支援センター機能の強化
16	配偶者等暴力防止基本計画の推進